

(筆者は前者を当年法、後者を紀日法と称している)。つまり三正綜覧を見れば、その換算がたやすく出来るのである。

このように三正綜覧は大いに利用価値があるが、(ただ所々に誤りがあることも古くから言われている通りである)しかし今、この明代の史料である明実録の年月日換算においては、ただ三正綜覧に書かれている月日をそのまま転載する所に大きな誤りが生じたのである。すなわち三正綜覧は日本の暦を西暦に当てはめるには適しているが、中国の暦を西暦に換算するには、そこに一考を要する。それはあくまで三正綜覧は日本の暦を基準にしているからで、たとえば洪武二年正月丙申朔は、日本の所では南朝正平二十四年正月丁酉朔と書いてあり、そこに示された西暦一三六九年二月八日は、日本の丁酉朔に当る日であり、中国の丙申朔は二月七日でなければならぬ。先に挙げた陳垣の二十史朔閏表をみれば、当然二月七日となっている。この二十史朔閏表もまれには誤りはあるが、本書の換算には十分に利用できるものであり、どうしてこれを活用されなかったか残念なことである。

以上、いろいろと気のついた点を書きならべたが、要するに史料集というものは、どれほど苦勞を要しても、過ぎるということではなく、しかもそれほど報いられないものである。本書に期待する所また多きために、無理な注文を出した所もあったかと思われるが、関係者の方々の努力に深く敬意を表して筆を擱く。

(A5判 三二〇頁 一九七五年四月 圖書刊行会 四五〇〇円)

(大阪外国語大学教授)

森本公誠著

『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』

佐藤 圭四郎

曩に東京大学東洋文化研究所より編著『デリー』(山本達郎・荒松雄・月輪時房・合著。昭和四二―四五年)全三冊が公刊されてイスラムインドの遺跡調査・社会文化史研究の分野において国際的に貢献したが、いままた茲に森本公誠博士の高著『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』が梓行せられたことは、欧米のイスラム学の水準に比して著しい立ち遅れをみせている吾国の西アジア史学界において、原史料を縦横に駆使した最初の本格的な專著が出現したことを意味し、ひろく本邦斯学のためその功業を讃えたい。

イスラム政治社会の研究において財政史の占める比重は大きく、国家財政の解明には、税制の研究が不可欠の要素を成す。イスラム体制下において税制機構が完備した時期を一応アッバース朝時代に比定することが可能であろう。著者がこの課題に取組む発端となり、いくつかの問題提起を行った基礎研究は、『付論』として巻末に収められた「アッバース朝の国家財政」である。カリフ、ムクタデルの治世に宰相アリー・イブン・イーサによって国家財政に導入された有名な予算制度を中心において複雑な税務行政機構の分析を行い、巨額の前期的資本を用いて国庫貸付と穀物投

機を行う中間収利者層を牽制する役割を果した予算技術を頂点とする税務行政の発達、かれらとの妥協策としての徴税請負と御用商人層の育成について論証したものである。そこには後年に一層緻密さを加えた著者の史料操作の方式がすでに色濃く示されている。

順序として、以下本書の内容を要約し、章を逐って紹介することとしたい。

本書は「税制史編」・「土地制度史編」の二部より成る。第一部「税制史編」は序論「アラブのエジプト征服をめぐる論争について」と、これに続く「アラブ征服期における税制」・「ウマイヤ朝期における税制」・「アッバース朝期における税制」の三章に分った本論を以て構成されている。

「序論」は税制の基盤を成すエジプトにおける征服方式について厳密な検討を加えたものである。初期イスラム法においては、ムスリムによってその地が征服されたとき、その征服方式が「武力」(アンワ)でなされたか「和約」(スルフ)でなされたかによって、課税方式に根本的な差別がつけられる。その依拠すべきムスリム史料は時代により潤色されている。著者はエジプト征服に関するムスリム史料に厳密な批判を加えてイブン・アブドゥル・ハカムの諸伝承に整理し、主教ヨハネスの年代記とも対比し、和約による征服が武力によるそれと混同されるに至った背景には、前者を後者に変移することにより増税を正当化し原住民の不満を押えようとしたウマイヤ朝の政策その他の政治的配慮が歴史事実にも重層化していることを論じている。

第一章「アラブ征服期における税制」の内容は次のように要約

される。アラブ征服期における税制に関して、ムスリムの諸伝承とビザンツのそれと共通してみえる「現金税」は、元来農民・非農民の別なく現金で支払われる「貢納」を指した名称であった。征服のとき定額の貢納を条件として和約が成立したが、のち増額するに当って、人頭税は一ディーナールに固定されているため、土地税として一ディーナールを見込み増額したのである。その結果、「貢納」は人頭税と土地税の両者を含み、併せて二ディーナールとなった。のち、この「貢納」(ジズヤ)が「人頭税」の意味に置きかえられ、土地税は耕地面積を基準として別途に徴収されることになった。非農民は「人頭税」として二ディーナールを支払った。「現金税」と並んで「現物租」(ダリーブ)が土地に課せられたが、それは単位面積(フェツダーン)当りに定められた穀物収穫量の一定割合が地積数に応じて耕作農民から徴収された。ムスリム款待費、アラブ軍維持費、政府役人滞在費などは、その都度村落内で調達された。アレクサンドリアに対しては「人頭税」を主体とした一定額の「現金税」(貢納)が課せられ、コプト人の場合よりも重く、且つ再三にわたり増額された。税務行政はアレクサンドリアの自治に委ねられ、ビザンツ時代の方式に従い、貧富の差等に応じて税額が市民に割当てられた。

次に第二章「ウマイヤ朝期における税制」の内容は以下のよう

に要約される。

ウマイヤ朝時代の課税は「国税」と「特別税」に大別される。前者はさらに「土地税」と「人頭税」より成る「現金税」、及び「穀物租」に分類される。「特別税」は現金又は現物で納められる雑多な項目より成り、定期のもの、臨時のものに分れる。この

ほか一種の税金に類する「科料」が課せられた。これらの税項目を表わすアラビア語の特殊専門用語には変遷がみられたが、ウマイヤ朝中期以後の一連の税制改革により明確化した。回曆一〇〇年ごろから「人頭税」が「ジズヤ・ラアス」（頭（ジズヤ）又は「ジズヤ」とよばれ、ついで「土地税」が「ジズヤ・アルド」（土地のジズヤ）と称されるようになった。人頭税は成丁を対象としたが、一率に課せられたものではない。一般に農民は土地税を、非農民は人頭税を支払ったが、前者にあつても担税能力あるものからは人頭税が徴された。従つて後代のイスラム法における人頭税と異り、所得税の性格をもつ。

税務行政体とくに県（バガルキア）に対する割当額は、属人主義の課税方針に基づくため、納税人口や灌溉状況の変動によって不定であつた。県に対する割当額を各徴税区（村落共同体）に配分するのは県の長官の権限によつて左右され、さらに各納税者に対する配分は村落自治体の権限に属したが、ビザンツ時代の属地主義による課税方針により、人頭税よりも土地税に重点がおかれた。この属地主義による租税体系の中にウマイヤ朝によつて属人主義による課税方針が不徹底なかつたため導入されたため歪みが生じ、納税額が減少し納入が遅延した。そこでウマイヤ朝中期にいたり、原籍主義による人頭税徴収の徹底化が推進され、人頭税は従来の所得税的性格から非ムスリムに対して一律に課せられる宗教税的性格に変質した。また土地税は、その土地所有者の信奉する宗教とは無関係に、その土地が征服地か否かという土地の法的範疇のみを前提として、単位面積当りの課税額が地積数に応じて賦課された。このウマル二世による税制改革はそれ以前の属人主

義に基づく人頭税・土地税の課税から、属地主義に依拠するそれに切替えられたことに特徴をもつ。

現金税（ジズヤ）はアラブ軍隊に対する現金給与（アター）に、穀物租（ダリーバ）は同じくかれらに対する現物給与（リスク）に支給されてきたが、その基盤には、土地保有を認められた原住民からの徴税によつてアラブ征服軍戦士の俸禄をまかなうというウマル一世以来の原則が存した。しかるにウマル二世によつて征服地はムスリム全体の戦利品（ファイ）であるというイスラム税法の基礎理論が提示され、改宗者からの土地没収が正当化された。コプト人納税者は改宗してムスリムの特権を得るためには自己の土地・住居を捨てねばならなくなつた。改宗への道を閉ざされ苛酷な人頭税・土地税による収奪をうけたコプト農民の抗租叛乱が続発した。ウマイヤ朝末期にいたり、このウマル二世の改宗条件が撤廃され、改宗すれば土地を離れることなく人頭税を免除されることになつた。この法令は次のアッバース朝によつて確認され、イスラム税制理論が確立された。

次に、第三章「アッバース朝期における税制」の内容は次のように要約される。

アッバース朝初期に、属地主義による地租（ハラージュ）と一種の宗教税である人頭税（ジズヤ）とを二本の柱とするイスラム税制理論が確立した。それは次の三項目を骨子とする。(1)非ムスリムは人頭税を支払い、土地を保有するものは地租を支払う。(2)改宗者は人頭税を免除されるが、保有地の地租は引續いて支払い、土地・住居は維持する。(3)エジプトなど征服地の土地保有者は、宗教・民族に係りなく地租を支払い、アラブ・ムスリムも例

外でない。この原則は国初より時代とともに現実的に整備された。ラシードのとき地租の現金・現物二本だて徴収を廃して完全な現金納制に改め、且つ現物（穀物）に対する現金の比価を引上げて実質的増税を計ったことなどはその一例である。マームーンの治世にその頂点に達した大規模な抗租叛乱の要因としては、高い課税率による苛酷な徴税のほかに、作物の種類やエジプト固有の輪作農業を無視した課税方針が挙げられる。そこで回曆二四〇年代に解決策が打ち出された。(1)単位面積当たりの一定税額を地積に応じて賦課する従来の方法（土地測量制）によらず、納税民が契約によって一定額の税金を支払う条件で耕作を請負う（耕作請負制）。(2)一定条件のもとに納税請負を申出た在地有力者に対し、当該地方の徴税権と基本税額の二分の一の処理権を譲渡する。また各徴税区ごとに査定人（ムフタル）を選出して、課税に当って納税者たる在地住民の意向を反映させる。(3)放牧税・魚網税など新税種を設定するとともに、作物の種類を考慮した新たな租税体系を再編成する、と。回曆三世紀後半、トゥールン朝治下におけるエジプトの繁栄はこれら納税請負制の普及および新租税体制の定着化に依存している。政府が派遣した県の徴税官を最高責任者とし、その代官が徴税に当るといふアッバース朝前期の租税体制は崩壊したというべきである。この納税請負制はイフシード朝を経てファティマ朝においても継承された。しかるにアイユーブ朝以後、軍事的「イクター」体制が確立すると、エジプトの土地の大半がスルターン、アミール、軍人にイクターとして分与されるに至った。これまで有力者による納税請負制にもとづいて農民（ファツラーフ・カール）から徴収されていた税金は、い

まやイクターの保有者によって農奴（キン）から一種の封建地代として収奪されるという新しい土地所有関係に移行したのである。第二部「土地制度史編」は、「土地所有形態とその展開」「土地の貸借契約について」の二章より成る。第一章の内容は次のように要約される。

アラブ征服期からウマイヤ朝中期までは、中央政府の統治方針として、アラブ軍士を軍事都市に居住させて農村居住および農地所有を認めず、土地の大部分は村落共同体に基盤をおくコプト農民の保有地として存続した。しかるに回曆二世紀に入ると、原住民の保有地をムスリム全体のため不可分の土地として法制的に固定しようとする統治方針は、ウマル二世の努力にも拘らず、放棄することを余儀なくされ、アラブ人の農村地帯への定住化が始まった。かれらは購入などにより土地を入手して在地地主化し、コプト農民を分益小作人（ムザリーウ）として庇護下においた。ウマイヤ朝末期からアッバース朝にかけて断絶して一世紀以上にわたり、上・下エジプトにおいてコプト農民の大規模な抗租運動が起り、アラブ地主層のうちにも参加するものがあつた。その結果、コプト人村落共同体の再編を促すことになった。

回曆三世紀初頭より、アラブ人・トルコ人の高級官僚や在地土豪による広大な私領地（ディヤール）の設定が急激に進行した。かれらは不在地主であったが、世襲相続した子孫は私領地に近い都市に住み土着化していった。このころからエジプトにおいて納税請負制（カバール）が行われるようになり、豪族化したこの私領地の有力地主たちは納税請負人（ムタカッビル）として徴税権をも掌握し支配権を強化した。私領地の直接生産者である小作農

は國家に對する地租を負擔し、身分的にはいまだ自由であるが、アイユーブ朝以後イクター制が成立すると、小作農はイクター受領者の農奴（キン）に転落するのである。

第二章はパピルス學者グローフマンの解説によつて知られる土地貸借契約文書について類別再検討したものである。現存するものはアッバース朝以後に屬し、大約回曆一九〇年を境とし、それ以前は、徵稅官・納稅請負人などを貸主として借地人との間に交されたものであり、それ以後は、私領地の地主と小作人の間のそれが多きを占めるという。そして兩者に共通していることは、借地人が負担すべき國庫への稅額（地租ハラージュ）の規定がみえるのみで借地料に関するそれが觸れてゐることである。徹底した屬地主義によつて一定の稅額を確實に徵收することを主眼とし、納稅者が地主・小作人のいづれであるかを問わない政府の立場で書かれたものである。

以上煩を厭わず累述したところが本書における大筋の論旨である。その所論は多岐に亘り、實証は詳細を極め、読者をして初期イスラム時代稅制史に関する百科辭典を睹るの感を懐かせる。取扱う年代は七世紀前半の大征服時代から十二世紀後半のファーティマ朝滅亡にいたる五百余年を蔽ひ、駆使する資料は豊富なアラビア語根本史料より稀觀のパピルス文書に及び、稅項目別の納稅割當査定簿などの稅額表を多數作成し、明確な數値を引用して説得力を増し理解を容易にしている。

イスラム稅制關係史料にはとりわけ後世の法理論による潤色が政治的意圖を伴つて混入している。著者は夙に嶋田襄平教授によつて本邦斯學に導入された方法論を自己彙籠中のものとなし、蔽

密に伝承承譜（イスナード）を辿ることによつて史料を整理し価値判断をくだすという史料操作を一貫して行い、この面において完璧に近い成功を納めてゐる。

アラビア語は極めてニュアンスに富んだ表現形式をとることを以て特色とする。概念内容が時代と共に推移すること著しい特殊専門用語の規定にはとりわけ慎重な配慮が要請される。著者はこの点についても万全を期し嚴密な検討を加えてゐる。例えばムカッダシーの地理書にみえる *Khays* について、著者はかつて發表した論文において、文字通り *Hay*（貸主）と讀んだが、文脈からみて *Hay*（貸地料）の誤写と解するのがより適切であることを示唆したが、後刻パピルス文書にも *Khy* を *Hay*（貸料）の意味に用いてゐる実例を見出し、本書において「貸料」と訂正しているのは（二六八頁・註24）その一例である。

要之、アッバース朝における國家財政の研究から出發した著者がその中心課題である稅制の分析に潛心して一応の成果を納めたるのち、エジプト留學を転機として豊富な史料の蒐集とパピルス文書の解説に情熱を傾け、帰國後、一層の深みを加えた読解力と幅を増した視野を以てこの地域研究に専念した結果、大征服時代よりウマイヤ朝を経てアッバース朝に及ぶ初期イスラム時代のエジプト稅制史を多面的に分析解明した浩翰な專著としてその成果を結実させたものであつて、吾國にあつては先驅的業績が皆無というも過言でないこの地域（エジプト）の財政史研究に不動の基礎を置いたものと言ふべきである。

斯く言えばとて、複雑なる稅制史の各分野につき多岐に亘つて詳論された大著に係る以上、不備なる点が皆無であるとはもとよ

り言い難い。「土地制度」なる語は、國家財政と不可離のものである税賦の徴収に關連して、政府が担税の土地經營者を把握する方式である。著者が第二部「土地制度史編」の大半を費して、大征服期からウマイア朝中期にいたる担税コプト農民村落共同体の温存、ウマイア朝中期よりアッバース朝にいたる担税コプト農民を中核とする抗租運動、アッバース朝中期以降のアラブ・トルコ上級所有者による私領地の發展と納税請負制について、歴史的考察を試みていることは、この意味において正しい。「土地制度」はほんらい上部構造に視点を置いた政治法制史における概念にほかならぬからである。従って、定額の租税を確実に徴取し得ることを究極の目標とする政府にとっては、著者がいみじくも道破したように、一定の税額さえ得られるならば、納税者が地主であるか小作人であるかは問うところではなかったのである(三八八頁)。

これに対して、「土地所有形態」という語は、直接生産者が上級所有者との關係(小作奴隸・隸農・小作人)に依じて土地に対して保われる諸形態(占有・保有・所有)を表わす語であって、その諸方式に随伴してかれらが有する社会身分に係わって負担すべき私法的な義務(勞役・貢租・小作料)をも併せて包含する。それはあくまで下部構造を対象とした社会經濟史における概念であって、ほんらい「土地制度」とは範疇を異にする異質の内容をもつものだからである。地主に代って小作人が納税負担者である事例にみられるように、この両者は現象面においては深い關聯をもっている。従って「土地制度」のうちに「土地所有形態」を包含させて論究することは毫も差支えないのみならず有益である。しかし両者の概念内容を混淆するに至るときは、ただに他者論著に

対するいわれなき貶価を生み、不毛の論争を惹起する危惧が存するのみならず、著者の論旨そのものにも論理的矛盾をもたらす結果を招くであろう。本書の第一部「税制史編」と第二部「土地制度史編」とは初期イスラム國家財政の基盤をなす税制体系という同一の楯の表裏両面を別個に考察したものに外ならず、この点に關する限り完璧に近い成果を挙げてゐる。しかし第二部の「土地所有形態とその展開」「土地の貸借契約について」という章名に依拠してその内容を検討するとき、読者は幾多の疑問と当惑を禁じ得ないであろう。

もとよりこれは初期イスラム税制史の体系的把握を意図せる著者のひたむきな問題追求の本筋からは分岐した別個の問題提起を意味し、且つ多分に方法論の相違に帰着すべき性質のものを含んでいる。従って本書のもつ優れて実証的な成果はこのことによつて些かもその価値を減ずるものではない。にも拘らず敢て叙上の点について疑問を提出する所以のものは、同じ著者によつてこれらの点につき他の追隨を許さぬ業績が、さらに別の機会に学界に提示され、この渴望が医されることを期待するがために外ならない。多年に亘る著者鏝骨の大作を評すべく筆者に許容された時間的余裕は僅少であり、想わぬ認識不足と誤謬なきを保し得ない。偏えに著者の寛恕を乞う所以である。(一九七五・十・十二)

(A5版 四三三頁 略年表・地図六頁)

一九七五年二月 岩波書店 五五〇〇(円)
 (東北大学文学部教授)